

伊賀市告示第1号

収納代理金融機関に指定する金融機関に変更があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示する。

令和7年1月6日

伊賀市長 稲森稔尚

1 変更事項

収納代理金融機関の名称

旧名称 株式会社中京銀行

新名称 株式会社あいち銀行

2 変更の年月日

令和7年1月1日

3 変更の理由

株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行が令和7年1月1日をもって合併し、株式会社あいち銀行となることによる。

伊賀市告示第2号

伊賀市国民健康保険在宅療養用具貸付事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和6年1月14日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市国民健康保険在宅療養用具貸付事業実施要綱を廃止する告示

伊賀市国民健康保険在宅療養用具貸付事業実施要綱（平成17年伊賀市告示第54号）は、
廃止する。

附 則

この告示は、令和7年1月14日から施行する。

伊賀市告示第3号

伊賀市がん患者アピアランスケア用品購入費助成金交付要綱を次のように定める。

令和7年1月14日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市がん患者アピアランスケア用品購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がん患者の治療と社会参加を支援し、療養生活の質の維持及び向上を図ることを目的として、がん患者ががんの治療に伴う外見の変化を予防又は補完する医療用ウィッグなどの補正具等（以下「補正具等」という。）を購入した経費を助成する伊賀市がん患者アピアランスケア用品購入費助成金（以下「助成金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象となる者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時に本市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) がんの治療を受けた者又は現に受けている者であって、当該がんの治療に伴い補正具等を必要とするもの
- (3) 補正具等を令和6年4月1日以後、かつ、申請日前1年以内に購入した者
- (4) 過去に本事業及び三重県内の市町が実施する事業により補助を受けていない者

(助成の対象となる経費及び助成金の額)

第3条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。

2 助成金の額は、助成対象経費に応じ、別表に掲げる基準額と当該助成対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額（以下「対象額」という。）に3分の2を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、過去に三重県からがん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業補助金を受けた者に対する助成

金の額は、対象額に3分の1を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第4条 助成金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市がん患者アピアランスケア用品購入費助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 領収書の写しなど補正具等を購入したことが分かる書類(購入者名、購入日、購入金額、購入品目、金額の内訳、領収書発行者の名称等の記載があるもの)
- (2) 診療明細書の写しなどがん治療を現在もやっている、又は行っていたことを証する書類
- (3) 助成対象者の氏名、現住所及び生年月日が確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定及び交付額の確定等)

第5条 市長は、規則第5条第1項の規定により交付の決定をするときは、併せて助成金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第14条第1項の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定による助成金の交付の決定及び補助金の額の確定の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市がん患者アピアランスケア用品購入費助成金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により行うものとする。
- 3 規則第7条第2項の規定による助成金を交付しないことの通知は、その理由等を付して、伊賀市がん患者アピアランスケア用品購入費助成金不交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(助成金の交付)

第6条 規則第16条本文の規定による助成金の交付は、前条第1項の規定により助成金の額の確定をした日から30日以内に行うものとする。

(台帳の備付け)

第7条 市長は、助成金の交付の決定状況を明らかにしておくため、台帳を備え付け、適正に管理するものとする。

(助成金の終期)

第8条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年1月14日から施行する。

別表（第3条関係）

1 助成金の対象となる経費	2 基準額
ウィッグ又はウィッグの装着に必要な頭皮保護用ネットの購入費用（購入時に理美容室で行うウィッグのカット費用を含む。）	30,000 円
乳房の切除による胸部の形の変化に対応するための補正下着、補正パッド又は人工乳房の購入費用（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）	
乳がん用バスタイムカバーの購入費用	
その他爪などに生じる症状を予防又は補完するもので、市長が必要と認めるものの購入費用	

伊賀市告示第 39 号

伊賀市出納員等設置規則(平成 16 年伊賀市規則第 75 号)第 4 条第 1 項の規定により令和 7 年 1 月 15 日付けで現金取扱員を任免したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 15 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

現金取扱員

1 任命する者

事務職員	北村 知暉	建設部都市計画課現金取扱員
------	-------	---------------

2 免ずる者

事務職員	中森 朋代	建設部都市計画課現金取扱員
------	-------	---------------

伊賀市告示第4号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和7年1月16日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示
(伊賀市介護保険サービスに係る社会福祉法人等利用者負担軽減制度に対する助成事業実施要綱の一部改正)

第1条 伊賀市介護保険サービスに係る社会福祉法人等利用者負担軽減制度に対する助成事業実施要綱(平成16年伊賀市告示第36号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(伊賀市建設工事等指名(入札参加資格)停止措置要領の一部改正)

第2条 伊賀市建設工事等指名(入札参加資格)停止措置要領(平成16年伊賀市告示第91号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(伊賀市住宅支援給付事業実施要綱の一部改正)

第3条 伊賀市住宅支援給付事業実施要綱(平成21年伊賀市告示第168号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の4及び様式第1号の5中「禁錮刑」を「拘禁刑」に改める。

(伊賀市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱の一部改正)

第4条 伊賀市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱(令和6年伊賀市告示第47号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号ウ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(伊賀市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部改正)

第5条 伊賀市子育て世帯訪問支援事業実施要綱(令和6年伊賀市告示第274号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

伊賀市告示第5号

道路の区域変更に関する告示

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年1月21日

伊賀市長 稲森稔尚

記

整理番号	新旧別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
二級 11234	旧	大野木大内線	起点 伊賀市大内字北堀池無番地先 終点 伊賀市大内字北堀池 2529 番 2 地 先	7.1~7.1	51.8
	新	大野木大内線	起点 伊賀市大内字北堀池無番地先 終点 伊賀市大内字北堀池 2529 番 2 地 先	10.3~52.3	51.8

伊賀市告示第6号

伊賀市立さくら保育園民営化事業者選定委員会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和7年1月23日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市立さくら保育園民営化事業者選定委員会設置要綱を廃止する告示
伊賀市立さくら保育園民営化事業者選定委員会設置要綱(令和6年伊賀市告示第256号)
は、廃止する。

附 則

この告示は、令和7年1月23日から施行する。

伊賀市告示第7号

伊賀市障がい福祉施設整備費借入金償還補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年1月24日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市障がい福祉施設整備費借入金償還補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者福祉の向上と民間の社会福祉施設の安定した施設運営を図るため、障がい福祉施設の整備に要する費用に係る借入金の償還を行う社会福祉法人に対し、予算の範囲内において交付する伊賀市障がい福祉施設整備費借入金償還補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であって、この要綱の施行の日までに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設を伊賀圏域において設置運営しているものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が伊賀圏域に設置する障がい福祉施設の施設整備事業（社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日厚生労働省発社援1005003厚生労働事務次官通知別紙。以下「国庫補助要綱」という。）の規定に基づく社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（以下「国庫補助金」という。）の交付申請を行い不採択となったものに限る。）に係る費用として令和5年度までに借り受けた融資（以下「借入金」という。）の償還金のうち、補助金の申請をしようとする年度（以下「申請年度」という。）において償還する元金及

び利息とする。ただし、国、県その他伊賀圏域以外の地方公共団体等の補助制度の交付を受けているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、申請年度における償還金の元金及び利息の額にそれぞれ国庫補助金の交付申請を行った年度における国庫補助要綱に規定する国庫補助金の基準額の2分の1の額を借入金の額で除して得た割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を四捨五入した額)の合計額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する補助金等交付申請書に償還計画表又は償還約定表の写しその他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(実績報告)

第6条 補助金に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助金等交付決定通知書の写し
- (2) 収支決算書
- (3) 借入金返還状況の確認できる領収書、通帳等の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(財産の処分の制限に関し市長が定める期間等)

第7条 補助金に係る規則第22条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)に定める期間とし、同条第2号に規定する市長が指定するものは、1件の取得価額が50万円以上のものとする。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する処分制限期間内に当該者の責めに帰することができない事由以外の事由で施設を処分しようとするときは、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について(平成20年4月17日老発第0417001号)別添の厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第4の規定に準じ、譲渡額又は貸付額(評価額(不動産鑑定額又は残存簿価(減価償却後の額)をいう。)に比して著しく低価である場合は、評価額)に、総事業費に対する当該処分時点までに市が交付した当該施設

に係る補助金の額の合計額（以下「補助総額」という。）の割合を乗じて得た額が補助総額よりも少ないときは、その差額を市に返還しなければならない。

（補助金の終期）

第8条 補助金の交付は、原則として、補助対象者が補助対象経費に係る借入金の償還を終えるまでとする。ただし、補助金の効果及び継続の必要性を検証の上、補助金の交付の適正性を欠くと判断したときは、補助金を廃止する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（健康福祉部関係補助金等交付要綱の一部改正）

2 健康福祉部関係補助金等交付要綱（平成16年伊賀市告示第13号）の一部を次のように改正する。

別表障がい福祉課の表2の項を削る。

伊賀市告示第8号

令和6年度伊賀市住民税非課税世帯支援給付金支給事務実施要綱を次のように定める。

令和7年1月24日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

令和6年度伊賀市住民税非課税世帯支援給付金支給事務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年11月22日に閣議決定した「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく物価高の影響を受ける低所得者世帯への支援として実施する令和6年度伊賀市住民税非課税世帯支援給付金（以下「住民税非課税世帯支援給付金」）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 住民税非課税世帯支援給付金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、令和6年12月13日(以下「基準日」という。)において、伊賀市の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて伊賀市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下同じ。)であって、次の各号のいずれにも該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 同一の世帯に属する者全員が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和6年度分の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯
- (2) 令和6年度分の市町村民税均等割が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯でない世帯

(支給額)

第3条 住民税非課税世帯支援給付金の額は、1世帯あたり3万円とする。

2 支給対象者の属する世帯に基準日において18歳に達する日以後の最初の3月31日ま

での間にある児童(基準日以後に生まれた新生児を含む。以下「支給対象児童」という。)がいるとき、又は当該支給対象者と別の世帯であるが現に支給対象児童を扶養しているときは、前項に規定する額に当該支給対象児童1人当たり2万円を加算して支給する。
(受給権者)

第4条 住民税非課税世帯支援給付金の受給権者(以下「受給権者」という。)は、支給対象者とする。ただし、当該支給対象者が基準日以後に死亡した場合において、当該支給対象者が属する世帯に他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者)とする。

2 前項の規定に関わらず、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(支給の申請等)

第5条 住民税非課税世帯支援給付金の支給を受けようとする受給権者は、令和6年度伊賀市住民税非課税世帯支援給付金支給要件確認書(様式第1号)若しくは市が整備する電子申請システムにより支給要件等を確認した旨を届け出、又は令和6年度伊賀市住民税非課税世帯支援給付金申請書(請求書)(様式第2号)により申請しなければならない。

2 前項の規定による確認の届出又は申請(以下「申請等」という。)に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第2号及び第3号に掲げる方式は、受給権者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 口座振込方式 受給権者が申請等により指定した金融機関の口座に振り込む方式

(2) 現金書留送付方式 市が現金書留により現金を送付する方式

(3) 窓口現金受領方式 市がその窓口での現金を交付することにより支給する方式

3 受給権者は、申請等をするとき、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により受給権者本人による申請等であることを証しなければならない。

(支給の申込み等)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支

援給付金支給事業実施要綱（令和5年告示第185号）第1条の2第2号に規定する追加給付金又は令和6年度伊賀市低所得者世帯支援給付金支給事業実施要綱（令和6年告示第263号）第1条に規定する低所得者世帯給付金を受給した者が受給権者であると確認できるときは、当該受給権者に対し住民税非課税世帯支援給付金の支給の申込みを行うことができる。

- 2 前項の支給の申込みを受けた受給権者は、受給の辞退又は登録口座、支給内容等の変更をしようとするときは、市長が別に定める日までに令和6年度伊賀市住民税非課税世帯支援給付金受給辞退届出書（様式第3号）、令和6年度伊賀市住民税非課税世帯支援給付金口座届出書（様式第4号）又は市が整備する電子申請システムにより届け出なければならない。

（代理による申請等）

第7条 受給権者に代わり前条第2項の規定による届出又は申請等（以下「届出等」という。）を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者とする。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人又は代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 受給権者が入所している老人福祉施設、児童養護施設、乳児院等又は知的若しくは精神障害者施設の職員
- (4) 里親制度を利用している里子の里親
- (5) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

- 2 市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、前項の規定により代理で届出等をする者（以下「代理人」という。）が当該代理人本人であること及び受給権者と代理人の代理関係を確認するものとする。この場合において、代理人が前項第1号に該当する者であるときは住民基本台帳により、同項第2号又は第3号に該当する者であるときは市長が別に定める方法により、代理関係を確認することができる。

（申請受付開始日）

第8条 第5条第1項の規定による申請の受付を開始する日は、令和7年1月27日とする。

- 2 申請等の期限は、令和7年4月30日とする。

(支給の決定等)

第9条 市長は、申請等を受けたときは、速やかに内容を確認の上、住民税非課税世帯支援給付金の支給を決定し、当該受給権者（代理人を含む。以下この条において同じ。）に対し住民税非課税世帯支援給付金を支給する。

2 市長は、第6条第1項の規定により支給の申込みをした場合において、同条第2項の規定による受給の辞退の届出がないときは、速やかに支給を決定し、受給権者に対し住民税非課税世帯支援給付金を支給する。

3 市長は、第5条第2項第3号に掲げる方式により住民税非課税世帯支援給付金を支給するときは、公的身分証明書の写し等の提出を求めること等により、当該受給権者本人であること（代理人が受給するときは、当該代理人本人であること）を確認するものとする。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による支給をもって、当該受給権者に対する給付金の支給の決定通知に代えることができる。

(住民への周知)

第10条 市長は、住民税非課税世帯支援給付金の支給事業の実施に当たり、支給要件、申請等の方法、申請等の受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知に努めるものとする。

(申請等が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、受給権者から第8条第2項に規定する期限までに申請等が行われなかったときは、当該受給権者が住民税非課税世帯支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条第1項又は第2項の規定により支給の決定を行った後、書類の不備等、受給権者の責任に帰すべき事由により給付ができなかった場合で、市が確認等に努めたにもかかわらず、第8条第2項の申請等の期限から14日を経過する日までに補正等が行われなかったときは、当該申請等が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により住民税非課税世帯支援給付金の支給を受けた者があるときは、当該者に対し既に支給した住民税非課税世帯支援給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 受給権者は、住民税非課税世帯支援給付金の支給を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年1月24日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年8月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定によるこの告示の失効の際現にこの告示に基づいて支給した住民税非課税世帯支援給付金については、この告示の失効にかかわらず、第12条の規定は、なおその効力を有する。

別記 (第4条関係)

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 伊賀市に居住する次に掲げる者が次号の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合は、当該申出を行った者(以下「申出者」という。)については、基準日時点で当該申出者が伊賀市に住民票が所在しない場合にも、受給権者とする。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者及びその同伴者であって、基準日において居住地に住民票を移していないもの

イ 親族からの暴力等を理由に避難している者であって、自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからオまでに掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(接近禁止命令)又は同法第10条の2の規定による命令(退去等命令)が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相

談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。)が発行されていること。

ウ 婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署)、行政機関その他関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体(婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体)により、婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された確認書が発行されていること。

エ 基準日の翌日以後に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がない(婦人保護施設等に申出者が児童(基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。))とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。)と認められること。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、伊賀市に居住する者(伊賀市内の施設等(第2号から第6号までに規定する施設等をいう。))に入所し、又は入居する者を含む。)であって、次の各号のいずれかに該当するもの(児童及び児童以外の者(基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者(疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。))及び第6号における母子生活支援施設の入所者をいう。以下同じ。))については、受給権者とする。

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童(保護者(児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。次号において同じ。))の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。)

- (2) 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第 27 条第 2 項の規定により同法第 7 条第 2 項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 27 条の 2 第 1 項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2 月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）第 12 条第 1 項に規定する女性自立支援施設に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2 月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社

会的養護自立支援事業等の実施について」により入居している者に限る。)

- (6) 児童福祉法第 23 条第 1 項の規定により同法第 38 条に規定する母子生活支援施設に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が採られている障害者及び高齢者の取扱い

第 1 号に定める措置入所等障害者又は第 2 号に定める措置入所等高齢者（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であって、基準日において、伊賀市の住民基本台帳に記録されている者（伊賀市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合の当該措置入所等障害者・高齢者を含む。）については、受給権者とする。

- (1) 措置入所等障害者とは、身体障害者福祉法第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定による措置が採られている者（措置が採られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）をいう。

- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による入所等の措置等が採られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）をいう。

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの者や事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以後、伊賀市において住民基本台帳に記録されたときは、受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、受給権者とする。